



コロナ関連で休む場合は私傷病(無給)と言う会社、それはおかしい！ 厚労省は休業手当の支給を指導している！

会社は、検温で37.5度以上の発熱、コロナウイルスに感染の恐れがある場合などは、私傷病休暇として賃金は支払わない旨を団体交渉の場で説明しました。しかし、厚生労働省が企業に指導した内容は、これと正反対です。厚生労働省は、新型コロナウイルスに関連して企業が労働者を休業させる場合、以下の通り要請しています。

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っただき、労使が協力して、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただくようお願いします。休業期間中の賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

また、労働基準法においては、平均賃金の100分の60までを支払うことが義務付けられていますが、労働者がより安心して休むことができるよう、就業規則等により各企業において、100分の60を超えて（例えば100分の100）を支払うことを定めていただくことが望ましいものです。なお、休業手当を支払った場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。

JR東海のように、使用者の自主的判断で休業させる場合は、「使用者の責に帰すべき事由」に該当することも併せて説明しています。

全社員のみなさん、会社の言うことを素直に聞いていたら、もらえるべきはずの賃金はカットされてしまいます。会社が厚生労働省の指導に従うように、職場から声をあげていきましょう！